

地域子ども会育成基準

1 設置目的

地域子ども会は、異なる年齢の子ども達が交流し、協力して活動することにより、子ども達の自主性と社会性を高め、その健全な成長とともに、地域社会における福祉の増進に資することを目的とする。

2 構成要件

- (1) 会員は、就学前3年の幼児から中学校第3学年までであること。
- (2) 世帯が異なる複数の学年の会員がいること。
- (3) 会員並びに会員の保護者及び趣旨に賛同する成人等（以下「保護者等」という。）で構成すること。
- (4) その他、市長が適当と認めるもの

3 活動内容等

- (1) 会員の余暇を利用し、レクリエーションなどの集団活動を行うこと。
- (2) 集団活動は、年間を通じて計画的に行うものとし、おおむね60%以上の会員が参加できるように計画すること。
- (3) 役員の選出については、保護者等の互選によるなど民主的な方法により行うこと。
- (4) 第1号の活動にあたっては、会員の事故等を補償する保険に加入していること。（子ども会単独で加入する保険に限らない。）

4 会則等の整備

おおむね次の事項について会則を定めるものとする。

- (1) 目的
- (2) 名称及び事務所の所在地
- (3) 会員の資格に関する事項
- (4) 役員に関する事項
- (5) 会議に関する事項
- (6) 会費の額及び徴収方法に関する事項
- (7) 経理に関する事項

5 帳簿等の整備及び保存

(1) 次の書類を整備するものとする。

ア 会員及び役員の名簿

イ 活動記録

ウ 予算書、決算書及び現金出納簿

(2) 活動に係る関係帳簿及び証拠書類は、事業年度終了後 5 か年間保管するものとする。

附 則

この基準は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。